

平成31年 第4回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 平成31年4月23日

会 場 南会津町役場

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年4月23日(火) 午後2時30分

2 開催場所 南会津町役場

3 出席した委員

農業委員 10名

1番	馬場 崇裕	2番	星 利信	3番	湯田 義三
4番	湯田 重行	5番	平野 恒二	6番	塩生 隆晴
7番	渡部 一男			9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 13名

田島第1	渡部 昭雄	田島第2	星 又エ門	田島第3	大竹 実
		田島第5	湯田 孝義		
田島第8	平野 信行	田島第9	渡部 徳男	田島第10	渡部 和幸
田島第11	猪俣 忠久	館岩第1	斎藤 融	館岩第2	大山 憲三
館岩第3	芳賀 敏			南郷第1	五十嵐 和
		南郷第3	目黒久一郎		

4 欠席した委員

農業委員 1名

8番	芳賀 美紀
----	-------

農地利用最適化推進委員 4名

田島第4	湯田 慎也	田島第7	浅沼 誠治	伊南第1	森 哲男
南郷第2	五十嵐久長				

5 出席した事務局職員

事務局長	五十嵐小一郎	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主 査	馬場 隆一
------	--------	---------	--------	-----	-------

6 議 事

報告第1号 会務報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画決定について

7 会議の概要

事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議 長

それでは、只今から議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条
の規定により、欠席の届出があった農業委員は、8番 芳賀美紀委員で
あります。また、7番 渡部一男委員が遅れて出席する旨の連絡を受け
ております。

現在の出席委員は9名ですので、農業委員会等に関する法律第27条
第3項の規定による過半数に達しております。

また、会議規則第10条の規定により13名の農地利用最適化推進委員
が出席しております。

議 長

日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則
第20条第2項の規定により、

10番 室井文一 委員、1番 星 利信 委員を指名いたします。両名
には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。

議 長

日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事
務局から報告してください。

事務局

(事務局長が会議資料により報告)

議 長

只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたら
お願いします。

議 長

(「ありません。」の声あり)

質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長

日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

事件番号1から3について、調査担当の 南郷第1区 五十嵐和 推進
委員から、調査結果の報告をお願いします。

南郷1

推進委員の五十嵐です。

譲渡人は●●●●さん、譲受人は○○○○さんで、許可を受けようと
する土地が××××で、この畑は譲受人の畑が近くにあり効率よく耕作
する事ができるということです。農振農用地区域で、下限面積はクリア
ーしています。申請事由は次の事件番号2と3の土地と交換してお互い
便利になるという内容です。2と3ですが、こちらは譲受人と譲渡人が
逆になりまして、場所は△△△△の2筆になります。こちらは農振農用
地地区外ですので、下限面積は1㎡です。こちら譲受人の畑の近くにな
り効率が良くなるということです。こちら番号1との交換ですので、
金額は発生しません。説明は以上です。

議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号1から3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号1から3については原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に事件番号4及び5について議題といたします。担当調査員の田島第9区 渡部徳男推進委員から調査結果の説明をお願いします。
田島 9	推進委員の渡部徳男です。 譲渡人〇〇〇〇さん、譲受人●●●●さん、場所は××××の2筆です。農振農用地区域で下限面積要件はクリアーしています。譲渡人が高齢で病がちであり、以前から譲受人に貸していたのですが、今後も自分で耕作できる見込みがなく、この際買い受けてほしいと申し出がありまとまったということで、本人に確認しましたところ譲受人も同意されているということでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号4と5について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号4と5については原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、事件番号6について議題といたします。調査をお願いした湯田義三委員から調査結果の説明をお願いします。
3 番	湯田です。調査結果を報告します。 譲渡人は、東京都の方ですが相続で農地を取得されました。譲受人は

認定農業者で大規模経営です。許可を受けようとする農地は××××の田で2,487 m²です。農振農用地の区域内です。譲渡人の実家は同地区にありますが数年前から誰もいなくなり、譲受人の希望により話し合いがされてまとまりました。金額は記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号7を議題といたします。地区担当調査員の 田島第9
区 渡部徳男推進委員から調査結果の説明をお願いします。

(7番 渡部一男委員 入室着席 14時45分)

田島9

推進委員の渡部徳男です。

7番を説明します。譲渡人●●●●さん。譲受人○○○○さん。場所
が××××です。この畑は譲渡人の祖父の時代から譲受人が借り受けて
耕作していた農地で、譲渡人が△△△△に住んでいることから自分では
耕作ができないため、譲受人が買い受けるということで、4月7日に直
接ご両人にお会いして意思の確認をしてみました。現地の境界の方
も確認した結果、異常なしと見てまいりましたので、ご審議のほどよろ
しくお願いいたします。

議 長

ご苦労様でした。説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対
してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議 長	日程第5「議案第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。 事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区 渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いします。
田島 1	渡部昭雄です。 4月の16日に現地を確認してまいりました。すでに〇〇〇〇の方で宅地の造成が行われ3月の15日に完成していました。宅地造成後、買い手がついて、承継者の●●●●さんが買い受けることになりました。所有権移転することになったんですが、仮換地の状態のままなので地目変更ができず、転用の目的を達成することが困難になったことから、買い手である●●●●さんに転用事業の継承をお願いするものであります。金額は記載のとおりです。以上でございます。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。 以上で議案第2号の審議を終了いたします。
議 長	日程第6「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事件番号1と2について、地区担当調査員の南郷第3区 目黒久一郎推進委員から調査結果の説明をお願いします。
南郷 3	推進委員の目黒です。 所有権の移転、売買の案件でございます。4月10日の日に両者に電話でいきさつを伺いました。譲渡人は△△△△にお住まいですが実家が■●●●で、親が住んでいたのですが亡くなられて空き家になっています。譲受人ですが、車の部品を製造する●●●●の会社です。今回業務を拡大するということで■●●●地区に新たな工場を新設して、まもなく操業するという状態です。地域にとっては通年働くことができる雇用の場ということで重要な存在になっています。譲渡人の実家のすぐ前に工場ができるということで、宅地も含めて全て会社買い受けるという話ですが、農地部分について許可申請をする内容です。利用目的は緑地帯と駐車場です。金額は記載のとおりですが、これはもともと工場が進出してきたときの金額をもとに計算されたもので調整しているということで

す。場所的には住宅のすぐ近くの田んぼで第3種農地ですので、特に問題は無いとみてまいりました。以上です。

議長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1と2について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1と2は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に事件番号3について、地区担当調査員の田島第1区 渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島1 渡部昭雄です。
先ほど議案第2号で報告いたしました場所の申請でございます。譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は●●●●さん、58歳です。現在は区画整理事業地内にありまして、従前地の地目が田になっております。面積が200㎡。理由はこの地区が通勤、通学に非常に便利だということで選定したということでございます。周囲は農地がございませんので周囲の農地への影響はありません。以上でございます。

議長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号3について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号3は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に事件番号4について、地区担当調査員の田島第2区 星又エ門推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島2 星です。
調査結果を説明します。
譲渡人が〇〇〇〇さん、76歳。4月12日に自宅で面談をしてまいり

ました。物件は譲渡人の自宅の前です。譲受人は□□□□をしております、福島支店が田島にあります。○○○○社長と支店長の△△△△さんと面談をしてまいりました。物件は1,144㎡の田で隣地が社長の○○○○さんが所有している土地がありまして宅地と雑種地が続いています。これらの土地に事務所と駐車場を整備しまして現在の支店を移転するということでございます。資金的には土地取得費に××××円を予定し、土地の整備費に××××円を予定しているということです。設計は■■■■■ということです。会社は東京に本社を置き東日本の各県に支社、営業所をもち、今回福島支社の社員が増えて手狭になる為、自分の所有地に隣接する当該地を取得して、新しい事務所と駐車場を建設したいということでございます。

資料の3を見ていただきますと、譲渡人の自宅の南側になり、農業に対する影響等はありません。ご審議をお願いいたします。以上です。

3 番 (湯田義三) 予定されている、建物は何階建てなのかわかりますか。

田島 2 (星又エ門) 資料に立面図がありまして、平屋建ての計画です。

事務局 わかりました。

議 長 そのほかありませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し採決いたします。
お諮りいたします。事件番号4について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号4は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に事件番号5について、地区担当調査員の田島第2区 星又エ門雄推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島 2 (星又エ門) 星です。
譲渡人は67歳で農業です。譲受人は会社員で両者は親子です。4月12日に面談してまいりました。現地の方はお母さんに案内していただきました。譲渡人の自宅から北に100mほどのところですよ。資料4を見てください。譲受人は町内で会社員をして町営住宅のお住まいですが手狭になって住宅の新築を検討するにあたり親子で相談した結果、当該地が適当であると判断したということです。現地は杉林に囲まれていてレキが多く畑としては条件が悪いところです。周囲の農地に与える影響も在りません。以上よろしくをお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号5について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号5は、原案のとおり決定いたしました。
以上で議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 日程第7「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をしてください。

事務局 馬場です。
「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」をご説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。こちらは、4月分の利用権の設定内訳になります。筆数・面積を再設定・新規の順で申し上げます。再設定ですが、田が202筆・1,239,711.11㎡、畑が37筆・51,958㎡で計239筆・291,669.11㎡です。新規は、田が54筆・61,110㎡です。畑が10筆・18092㎡です。再設定と新規合わせて田が256筆・300,821.11㎡、畑が47筆・70050㎡で合計303筆・370,871.11㎡です。

続きまして12ページからは、利用権設定の一覧表になっています。使用貸借権について抽出させていただきますと、18番から109番までのうちの19筆が使用貸借となっておりますが、これらについては、貸付人の希望で設定をしております。続いて19ページの158番から178番までは親子間の使用貸借となります。180番182番までも、親子間の使用貸借となります。183番から209番までのうちの10筆の使用貸借は、貸付人の希望となっています。

24ページの258番から27ページの303番までの46筆につきましては、農地利用集積円滑化事業の利用権設定となっています。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

田島2 (星又エ門) 70番の借受人の〇〇〇〇代表者の方はどなたとなっておりますか。

事務局	(事務局長) 理事長は■■■■さんです。××××で障がい者の方が農作業をしています。解除条件付き貸借となっております。果樹、野菜等を栽培しドライフルーツなどの加工品も取り組んでいます。今回耕作面積を拡大するということです。
田島 2	わかりました。
議 長	そのほかありませんか。
議 長	(「ありません」の声あり) 質疑がないようですので質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。 以上で議案第 4 号の審議を終了いたします。 本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。
議 長	次に、協議事項に入ります。 事務局から提案してください。
事務局	(事務局長が「共有農地の持ち分の権利移動について」を説明。)
議 長	(議長は委員に意見を求めた結果、事務局提案に特に反対、修正意見はなく、事務局提案のとおり申し合わせをすることを決定した。)
議 長	次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。
事務局	(事務局長が業務日程について説明)
議 長	何か、ご質問ございませんか。
議 長	(質疑なし) その他に入ります。 事務局から、何かあればお願いします。
事務局	(事務局長が農業委員等報酬の能率額について説明。) (馬場主査が平成 30 年度農業委員会委員互助会の収支決算を報告。)
議 長	そのほか皆さんからありませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)

ないようですので、職務代理から閉会のことをお願いします。

職務
代理

はい、それでは慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、平成 31 年第 4 回南会津町農業委員会総会を閉じます。ご苦労様でした。

閉会 午後 3 時 55 分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

10 番

1 番